

重要事項説明書
認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人 東京すみれ会
グループホーム すみれの里・乞田

社会福祉法人東京すみれ会 グループホームすみれの里

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

(令和8年 6月 1日現在)

1 当認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電 話 042-319-6262 (午前9時～午後6時)

担 当 赤木 由紀

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当ホームの内容等

介護保険事業者番号	1395000050
事業者名	グループホームすみれの里・乞田
所在地	東京都多摩市乞田791-3

(2) ホームの職員体制

管理者(兼務)	1名
介護支援専門員(兼務)	1名
計画作成担当者(兼務)	2名
介護職員	19名

職員の資格

介護支援専門員	1名
介護福祉士	11名
ヘルパー1・2級	7名

(3) 設備の概要

2階

定員	9名	リビング	1室	玄関	1箇所
居室(個室)	9室	食堂	1室	エレベーター	1台
トイレ	3室	台所	1箇所	バルコニー	1箇所
浴室(U/B)	1室	応接室	1室	屋上	1箇所

3階

定員	9名	リビング	1室	玄関	1箇所
居室(個室)	9室	食堂	1室	エレベーター	1台
トイレ	3室	台所	1箇所	バルコニー	1箇所
浴室(U/B)	1室	応接室	1室	屋上	1箇所

3 サービスの内容

ケアプランに沿った日常生活支援（具体的には、居室の掃除、調理、買物、外出、入浴等の見守り及び介助）

4 料金

（１）グループホーム利用料（介護報酬分）

令和8年6月 1日 改正

	介護度	1日		
①基本額	要支援2	803円	1日につき	
	要介護1	807円		
	要介護2	845円		
	要介護3	870円		
	要介護4	888円		
	要介護5	906円		
②初期加算		33円	入居日から30日までの期間	
③若年性認知症利用者 受入加算		129円	1日につき	40歳～65歳の方の受け入れ 体制加算
④退居時相談援助加算		429円	1回 限り	退居時の相談援助、管轄市町 村への情報提供
⑤退居時情報提供加算		268円	1回 限り	退居時医療機関への情報提供
⑥医療連携体制加算（Ⅰ）ハ		40円	1日につき	看護師による健康管理と医療 機関との連携加算
⑦認知症チームケア推進加算 （Ⅱ）		129円	1月につき	認知症の行動・心理症状の予 防、対応をする為のチームケア を実施
⑧サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）		24円	1月につき	勤続10年以上の介護福祉士 の占める割合が25%以上である こと
⑨口腔衛生管理体制加算		33円	1月につき	歯科医等の指示を受けた口腔 ケアによる加算
⑩生産性向上推進体制加算		108円	1月につき	テクノロジー（ICT 機器等）1つ 以上導入 委員会の開催
⑪新興感染症等施設療養費		258円	1日につき	新たに感染症が発生した場合 に施設内療養

⑫介護職員処遇改善加算	22.8%		介護職員の処遇改善の為に所定の条件を満たした加算
-------------	-------	--	--------------------------

※多摩市は、地域区分が2級地なので、地域単価10,72円となります

(2) 食材料費（おやつ、調味料、出前、外食費を含む）

(月額) 42,120円（非課税）

1日当たり 1,404円（非課税）

(3) 光熱水費（月額）

23,520円（非課税）

(4) 家賃分（減価償却を含む）（月額）

70,000円（非課税）

(5) 共益費等（月額）

12,000円（非課税）

(6) お小遣い（月額）※緊急医療費、日常生活に必要な物の購入

20,000円

(7) 一時入居金（退去時の部屋の修繕のため一括償却。）

140,000円

(8) その他の料金

- ・ レクリエーション 材料費他実費相当
- ・ 行政手続き代行 交通費等実費相当
- ・ おむつ代・理美容代・嗜好品・医療費等、個人ごとにかかる費用は別途。

※ 前記(2)(3)(4)(5)については、入退去時にはその月の日数で除いた日額計算となります。

5 入退居の手続き

(1) 入居手続き

まずはお電話でご相談下さい。居室に空きがあれば、ホームのご見学、訪問面接、入居判定の後ご入居いただけます。

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼しているときは、事前に介護支援専門員等にご相談下さい。

※ 入居判定会議の結果、お断りする場合があります。

※ 満室の際は、お待ちいただきます。

(2) 退去手続き

① 利用者及び代理人は、30日間の予告期間においてグループホームに文書で通知することにより、この契約を解約し、退所することができます。

② 次の事由に該当したとき、グループホームは利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約し、退去を求めることができます。

- ・ 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2ヶ月分が滞納となったとき。
- ・ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがないとき又は入院後2ヶ月経過しても退院できないことが明らかになったとき。
- ・ 利用者が、グループホームやサービス従業者又は他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき。
- ・ やむを得ない事情によりグループホームを閉鎖又は縮小するとき。
- ・ 身体的、精神的な事由により、認知症高齢者グループホームでの生活が困難になったとき。

③ 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援1と認定されたとき、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

④ 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了し、退所となります。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所及び入院したとき
- ・ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失したとき

6 当ホームの特徴等

(1) 運営方針

① 利用者の基本的人権を尊重し、暖かい愛情のもと無差別平等に処遇し、心身の健康保持と機能の回復に努める。

② 利用者のそれまでの生活習慣を大切にし、意志を尊重する。

③ 利用者の活動性が向上し、心身機能の低下を予防するため外出の機会を多くつくり、季節感を大切にした行事を行っていく。

④ 利用者が地域社会の一員として生活ができ、地域に開かれたグループホームとなるように、行事には利用者家族・近隣住民にも積極的に参加を呼びかける。地域の催しにも積極的に参加して、近隣住民との交流の機会を持つ。

(2) サービス利用のための情報提供

事 項	有無	備 考
研修の実施	○	グループホーム内外での研修の実施及び参加
サービスマニュアルの作成	○	業務マニュアル・事業計画書等
サービス評価の実施の有無 " の公表	○	第三者評価 介護サービス情報公表
身体拘束の条件	○	緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

7 ホーム利用の留意事項

① 面会

面会時間は午前9時から午後8時までの間で、他のご利用者に迷惑がかからないようにお願いします。この時間以外になるようであれば、ご連絡下さい。

② 外出、外泊

基本的に自由ですが、食事の予定や薬の準備がありますので、早めにご連絡下さい。また、利用者の体調等により中止をお願いすることもあります。

③ 飲酒

基本的に自由ですが、医師等の指示がある場合は制限をします。

④ 設備、器具の利用

利用者のための設備・器具は、ご自由にお使い下さい。

⑤ 持込み品

グループホーム内には、全ての所持品を保管する場所がありませんので、居室内に収まる程度の持込みをお願いします。また、ご家族の方には、季節ごとの衣類の交換をお願いしております。

⑥ 金銭管理

利用者本人、又は家族の意思を確認した上で取り扱いを行う。

⑦ 宗教

他の利用者へ迷惑がかかれば自由です。

⑧ 病院への受診

基本は、ご家族の方に、付き添いをお願いしております。
ご無理な場合はご相談に応じます。

8 緊急時の対応

グループホームは、利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ、可能な限り速やかに連絡するとともに、医師の診察、入院治療等の必要な処置を行います。

9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 防災計画による
- ・ 防災設備 消火器・自動火災通報装置
煙感知器・熱感知器・避難誘導灯・避難ハッチ・避難バルコニー
自動火災通報装置連動電気錠

10 サービスについての苦情等

(1) 当ホームの苦情対応

担当 赤木 由紀 電話 042-319-6262

(2) 区市町村の苦情窓口

多摩市 介護保険課
電話 042-338-6901

東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177 (直通)

受付時間(土・日・祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

11 法人の概要

名称、法人種別	社会福祉法人 東京すみれ会
代表者役職、氏名	理事長 緑川 徳光
本部所在地	東京都多摩市連光寺3丁目4番5
電話番号	042-311-0500
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業 複合型サービス福祉事業サテライト 地域包括支援センター事業 居宅介護支援事業 訪問看護事業 介護予防訪問看護事業

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地

多摩市乞田 7 9 1 - 3

名 称

グループホームすみれの里・乞田

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名